

# 千葉北高校支援会 会則

(名称)

第1条 本会は、千葉北高校支援会と称し、事務局を同校内に置く。

(目的)

第2条 本会は、千葉県立千葉北高等学校の教育活動を支援することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 部活動が全国大会・関東大会に出場する場合に、その支援を行う。
- (2) その他、本会の目的達成に必要と認めた場合に事業の助成をする。

2 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終了する。

(会員)

第4条 会員は、本会の趣旨に賛同する者とする。

(役員)

第5条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 会 計 3名
- (4) 書 記 2名
- (5) 監 査 2名
- (6) 理 事 若干名
- (7) 事務局員 若干名

(役員を選出)

第6条 役員を選出は、次のとおりとする。

- (1) 会長、副会長及び監査は、役員会で推薦し、総会で承認する。ただし副会長のうち1名は校長とする。
- (2) 会計、書記及び理事は、会員の中から会長がこれを委嘱し、役員会に報告する。ただし会計のうち1名は、学校職員とする。
- (3) 事務局員は学校職員とし、校長が推薦し会長が委嘱する。

(役員任期)

第7条 役員任期は1年とし、補欠役員任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(役員任務)

第8条 役員任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し会務を統括して、総会・役員会の議長となる。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときその職務を代行する。
- (3) 会計は、本会の会計事務を掌る。
- (4) 書記は、会議の議事を記録する。
- (5) 監査は、本会会計の監査にあたり、総会に報告する。
- (6) 理事は、会務の企画・審議及び執行にあたる。
- (7) 事務局員は、会長の指示のもと本会の庶務を掌る。

(顧問)

第8条の2 本会には、顧問を置くことができる。顧問は、役員会の承認のもとに会長

が委嘱し、その諮問に応ずる。

(会議)

第9条 本会に次の会議を置く。

(1) 総会

(2) 役員会 但し、緊急を要する場合は、事後に役員会を開くものとする。

(総会)

第10条 総会は年1回(6月第4土曜日午前10時)千葉県立千葉北高等学校で開催する。

ただし、会長が必要と認めたときは臨時に開催することができる。総会は出席者をもって成立する。

2 総会は、次の事項を行う。

(1) 事業報告及び決算の承認

(2) 事業計画案及び予算案の審議・決定

(3) 役員承認

(4) 会則の改廃

(5) その他、本会の目的達成のための必要事項

(役員会)

第11条 役員会は、第5条の規定に基づく役員をもって構成し、会長が必要に応じて招集する。

2 役員会は、次の事項を審議する。

(1) 事業の企画及び実施に関する事項

(2) 予算・決算に関する事項

(3) その他総会に付議する事項

(4) 細則の制定及び改廃に関する事項

(5) その他、必要と認められた事項

(議決)

第12条 総会・役員会の議決は、出席者の過半数をもって決定する。

(会計)

第13条 本会の会計は、本会の目的に賛同する者の会費及び寄附金等その他の収入をもって充てる。

2 会費は、会員一人につき終身会費として、3,000円とする。

3 寄附金は、随時受け入れることができる。

(会務報告)

第14条 会務報告は、千葉県立千葉北高等学校のホームページに掲載する。

(<http://www.chiba-c.ed.jp/chibakita-h/>)

なお、申し出があれば千葉北高校支援会事務局において、関係資料を開示することができる。

(細則)

第15条 この会則に定めるもののほか、会の運営に必要な事項は細則で定める。

2 細則は役員会に諮り会長が定める。

附 則

この会則は、平成23年6月25日から施行する。

平成29年1月27日一部改正